

第 1 0 7 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 107 回（令和元年度第 2 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：令和元年 11 月 19 日（火）午前 9 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 協議事項

（1） あかこんバスの現状と今後の方針について（交通政策課）

（2） 地域包括支援センターの現状と今後の方針について（長寿福祉課、福祉政策課）

3. 報告事項

（1） 安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考 1

4. その他

（連絡事項等）

次回の地域協議会について

次回開催日 月 日（ ） ： から

会 議 形 式

5. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 107 回（令和元年度第 2 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	令和元年 11 月 19 日（火） 9:30～11:35
●出席者 （委員等） （事務局）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、 小杉稔委員、志井和美委員、善住元治委員、廣瀬敏委員、矢場義章委員 地域協議会事務局
（説明者等）	安土町総合支所安土未来づくり課…川端支所長、重田参事、赤松主幹 交通政策課…森野課長、吉村主事 長寿福祉課…園田次長、田中課長補佐 福祉政策課…小西次長
●議題及び議事	協議事項 ・あかこんバスの現状と今後の方針について ・地域包括支援センターの現状と今後の方針について 報告事項 ・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換
事務局	第 107 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定により開催して おります。本日の定例会出席者 9 名により、本会議が成立していることをご報告 申し上げます。 開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 これより議事に入らせていただきます。 議長につきましては、協議書の規定に基づき、安田会長をお願いいたします。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 11 時 30 分を めどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたしま す。 次に、意見箱等に寄せられた意見につきましては 0 件でした。 それでは、協議事項に進みます。 前回の定例会で、地域課題に対する地域協議会のまとめを行いました。

	それらを踏まえまして、あかこんバスの現状と今後の方針について、交通政策課にお越しいただいています。 あかこんバスに関する地域協議会でのまとめの内容を、事務局から説明してください。
事務局	※ 説 明
会長	地域協議会の考えるあるべき姿は、利便性の高い交通サービスの仕組みができているという事です。 このことについて、交通政策課からご意見をお願いします。
交通政策課	まず冒頭、一般論からであります。地域公共交通であるバス、タクシー、鉄道を取り巻く情勢をお話しさせていただきます。これまでは、マイカー利用の進行等を背景に利用者が減少してきており、近年では運行事業者側の事情、運転手不足も加わっています。利用者が減少することで、事業としての経費節減となり、サービスの低下につながり、人件費削減となれば、労働条件の悪化となり、新たな担い手の不足につながる。また現行の運転手の高齢化も進んでいきます。事業者としては営利採算性、自治体では費用対効果が求められます。国では関係法令や制度の改定で公共交通の活性化、再生を図る動きもあります。交通の受益対象としては、地域にお住まいの方であったり、訪れる観光客等です。交通に対するニーズも様々にそれぞれ複雑・多様化してきています。全国の事例からですが、対象者や目的によって、例えば福祉分野では高齢者、障がい者となり関係法令の制度枠組みの中での移動手段の確保策もあります。買い物支援となれば商工関係団体連携、観光分野ではシャトルバスや拠点周遊バス、地域分野では、互助、住民主体の取組のような例もあります。 このような中、本市では、現在当課主管の市民バス運行事業をしています。現在、市内 12 コースであり、そのうち安土地域へは 3 コースで、安土北・金田コース、安土南・金田コース、老蘇・金田コースを運行させていただいています。またその 3 コースとも八幡地域との行き来も多くおられます。また市民バスのダイヤやコースについては、運行開始以降、その都度コース上に関係する地元学区による調整をいただきながら見直してきた経緯があり、運行事業としては一定定着・成熟してきているものとして議会でもお話しさせていただいているところです。 本日は、市民バスの件でよろしくをお願いします。
会長	地域公共交通会議でも意見が出たと聞いていますが、買い物に利便性を図るためにボランティアを中心とするサービスについて、横断的關係部署との連携により、方向性がまとまるものなのかどうか気になっています。

今、地域協議会として、安土地域を運行しているあかこんバス 3 コースのうち 2 コースを町内循環コース、1 コースは近江八幡地域への運行とする意見がありますが、横断的關係部署との連携により新たな取り組みをされますと、今の地域協議会の考えが無駄になる恐れがあります。

行政としてはいつ頃方向性がまとまるのでしょうか。

交通政策課

全国の事例も踏まえて説明しましたが、具体的に示せる状況ではありません。

障がい者や高齢者の移動手段については、法律に基づいた移動手段の確保ということがございます。それはあくまで、対象者が限られています。

公共交通の中では、バス、タクシー、鉄道などありますが、移動手段を新たに設けようとする、事業者との調整も必要となります。

会長

交通政策課で庁内の主体的イニシアチブをとられまして、まとめられるというように理解させていただいていいですか。

交通政策課

仕組みについては、そこまで至っていないところがあります。

会長

地域協議会として時間がないので、市長に対して、担当課と意見交換した結果を踏まえて、地域協議会としてはこのような施策を求めますということを進言しようと考えている。しかし、課題は横断的關係課が関係しているが、その課題を取りまとめる担当課が明確でないということであれば、市長に回答を求めなければならなくなる。

本日は、あかこんバスの循環コースについての考え方について整理をしたいという思いで、交通政策課の話を聞いています。

委員各位からご意見ご質問をお願いします。

委員

あかこんバスのコース 1 2 コースは、10 年前から大きく変わっていないのですか。

これからものすごいスピードで社会が変わっていく中で、交通政策課としては、5 年後のビジョンは持っていますか。

交通政策課

市民バス運行事業として 1 2 コースについては、定着しており、これを大きく見直すのは困難です。

委員

以前、自治会を通じて、あかこんバスの停留所を変更していただいたことがあります。そのことにより利便性が良くなったと思っています。

また、新聞によると大津などで自動運転が始まっています。そういうことからこれからの 5 年でもっと変わると思います。あかこんバスのコースが定着したと

おっしゃいますが、2時間に1本の運行であり、乗換えにも時間がかかるため、とても利便性があるバスとは思えないので、通院や買い物にあかこんバスを運行できるように変えていかないといけないと思います。

高齢者の免許返納が進んでくることも想定して、是非、パターンを変えていただいて少しずつ町内循環の方向に進めていただきたいと思います。

委員 交通政策課は、どんな事業をされているのか。交通政策課の役割について教えてください。

交通政策課 今年の4月にできた課です。それまでは、人権・市民生活課の交通グループとして、交通安全、あかこんバス、路線バスの対策の仕事を行っていました。

この4月に近江鉄道線が課題になっていることもあり、広く公共交通ということで考えていこうということで、置かれています。

副会長 観光客に対してまた、買い物を要望するお客さんに対して対策を講じておられるという事ですが、あかこんバスにたくさんの観光客が乗られて、住民が乗れない状況があると聞いたのですが、それは、観光に特化してされているということでしょうか。

交通政策課 先ほど例示させていただいたのは、対象を観光客として考えた場合、シャトルバスや観光拠点をつなぐ周遊の移動の充実などとして説明させていただきました。

副会長 そのような話が具体化されるときが来ると思います。駅までシャトル的に運べるような体制をあかこんバスで作っていただけたら、駅を利用される人もありがたいと思われるでしょうし、近江八幡へいくルートに乗り換えられるということもありますので、見直しの時をお願いしたいと思います。

交通政策課 現在、あかこんバスの許可を得ている条件が公共交通空白地域であり、生活の利便性を上げるということを主目的として申請しています。よって、観光を表に出してPRはできません。

副会長 観光とは別ということですので、生活者を優先的にお願いしたいと思います。

会長 あかこんバスは、観光目的ということが書いていないのでは。

交通政策課 書いていません。

会長	観光目的とする場合は新たにということですか。
交通政策課	そうなります。
会長	我々がお願いしているのは全て生活支援です。地域協議会では、観光のためではなく生活支援のためということなのですが、利便性が悪いと思います。 しかし、データ上は、市役所、総合医療センター、近江八幡駅の利用者が多いが、安土管内の乗車率は少ない。 医療センターや近江八幡駅、市役所も必要なんです。そういうところへは今のうちに2時間に1本でつないでいただいてもいいけど、平和堂で買い物をするために松原で降りますが、2時間後でないと帰れないため、利用するのめんどいへんだというご意見が出ています。したがって、安土の南と北を循環して、どちらのコースも支所を含みながらにすると、乗車率が今の倍になると思います。 安土・老蘇の自治連合会から要望を出すというようなことをすれば、次期検討の機会にはコースの検討をしていただけるのでしょうか。
交通政策課	基本は、安土学区、老蘇学区の総意としてまとめていただいて、市に提案をしていただきたい。
会長	提案しても、機会があるんですね。今からでしたら、次はいつ検討の機会があるのですか。
交通政策課	2年に1回ダイヤの改正の見直しをします。いままでの流れで言いますと、連合自治会に全ての学区の要望を調整、とりまとめていただいた後、交通政策課で、できないを事業者等と判断させていただきます。そして、地域公共交通会議に提案して承認をもらうという流れになります。 平成31年度にダイヤ改正をしていますので、2年後になります。
会長	安土老蘇連合自治会が、令和2年度に要望を出せば、令和3年の検討には乗れるということですね。
交通政策課	そうです。
委員	あかこんバスが200円で近江八幡駅に行けるというのは魅力的だと思います。停留所もよく考えて利用しやすいように設置されています。老蘇のルートを見ますと安土駅まで20分、安土駅から近江八幡駅まで20分で行くことができます。そして運転手が20分休憩される。1時間で行って、1時間で帰ってこられるので、現在の2時間に1本の運行になる。

地域協議会が考えた2本を安土循環コースにする場合は、バスをもう1本増やさないで金田学区については、今以上に時間が空いてくると思います。

今後、免許を返納して、あかこんバスを利用して移動するということになると2時間に1本よりももう少し短い時間で本数を増やしていただけるほうが、利便性が高まるので、そういう方向で検討していただきたいという思いです。

もう一つは、交通の担当課が寄って協議をされているという事ですが、交通推進計画とかをまとめるとか、そういう話にはなっていないのですか。こういうことをしたらどうかとか、全国の事例を近江八幡市も取り入れようとかか話をしておられると思いますので、それをまとめてみんなでこうしましょうというそういうことをまとめて、みんなでそれに向っていけるような推進計画のようなものを作られたらどうかと思います。

委員 行政としては、あかこんバスと電車が充実しているという考えなので、その考え方を変えていただくようにしていただきたいと思います。利便性が悪いということは安土地域だけではないと思います。行政がそのような考えなら、会議に上がってくるとは思えません。

委員 利用者の具体的数字も合ったほうがいいですね。例えば、自治会の方が、この場所に停留所を置いてほしい。1時間に1本にしてほしい。という要望を出されると思います。そのときにこれだけ便を増やすとこれだけ乗られますよという具体的なものがあつたほうが実現しやすいのですか。

会長 そうです

委員 そのようなデータは必要と思います。

委員 住民の中には、今のままでいいとおっしゃる方もいるかもしれない。

委員 今のままでいいといわれる方もいるでしょうし、利用者が少なければ、便数が減ったらいへんなので、その分は慎重に数字を出してから示したほうがいいかなと思います。その調査をどこがされるのかについては課題になると思います。

会長 交通政策課として、安土・老蘇自治連合会に対して、アンケートを取るとか調査をするという一つの方策を支援してやってもらえる考えがあるのでしょうか。実行は自治会がするんだけど、実行するにあたって担当課としての支援の考えはありますか。そういうことが整っていて欲しいと思います。

先ほど委員が発言したように、市民交通対策としては、横断的な組織を立ち上げてもらわないといけない。そこには福祉分野の部署などあらゆる担当部署が参

加し考えていただくというふうにしないといけないと思います。

委員

観光は別とおっしゃいましたよね。総合的に考えるということが必要なので、観光や老人対策などの対策を練ってもらって進めて欲しいと思います。現状維持しようと言うことではなくて、どうしたら、観光客にも便利な、近江八幡へ来て良かったというふうにしていかないといけない。観光は別という話しになるとちょっと違うかなという気がします。

会長

あかこんバスの安土循環コースを各自治会が賛同いただくのなら、令和2年度に自治連合会でご検討いただき交通政策課にご支援いただいて、住民皆さんに、「今でどうですか」「こういうことならご利用されますか」「何を求めていますか」というアンケート調査をすれば、住民のニーズがつかめるだろう。

できれば庁内で子育てや福祉の部署もお入りいただいた横断的な統括組織をお作りいただきたい。

また、交通サービスに関わる地域のボランティアにはリスクがありますので、車両はどうする、運転された方が何かに巻き込まれたときにその保障的リスクを回避する法律があるのかなど、そういうことをきちんとして、地域ではこの程度やっていただきたい。それにはこういうリスク回避的施策は講じられていますというアドバイスなど、そういうソフト的な面は行政の方で支援をいただきたい。ハード的なものは、地域で事情が違うので、地域の自治会を中心に連合自治会に取りまとめられてまちづくり協働課のほうへお出しいただくというようなことで進めていけばいいのではないかなと思います。今は組織がないということですから、ぜひとも横断的組織の立ち上げをお願いしたいと思います。

委員

交通政策課内で、自動運転の話は出ていますか。

交通政策課

市長も、これからの技術の進展の中で、それも一つの手法であるという考え方を持っていただいています。他市では、山間地など横断者が多くないルートも設定して実証実験をされています。

自動運転については、市長会でも勉強されたテーマでもあり、いずれは当市でも導入を検討すると思いますが、現在はまだ、その段階にはなっていません。他市等の様子を見ながら整理していくということです。

会長

今後も推進をお願いすると同時に、他部署に広がる課題も是非お持ち帰りいただいて推進的努力をお願いしたいと思います。

以上で、交通政策課との意見交換は終えたいと思います。

交通政策課の皆さんありがとうございました。

次に、地域包括支援センターの現状と今後の方針についてです。

事務局

※ 説明

会長

地域協議会でまとめた内容について、長寿福祉課並びに福祉政策課から意見があればお願いします。

長寿福祉課

地域包括支援センターの設置につきましては、介護保険法の中で謳われています。設置の基準や基本的な４業務について、厚生労働省から基準が示されています。それに基づきまして、相談業務をするうえでの配置の基準を、地域の実情に合わせて定めているところでございます。

東部地域包括支援センターの地域につきましては、現在、八幡東中学校区域と安土中学校区域を一つのエリアとして相談業務を実施しております。近江八幡市全体で言いますと、西部の地域と中北部の地域に地域包括支援センターを設置しており、相談業務を実施しています。それにつきましては、第７期近江八幡市総合介護計画に定められております。この計画につきましては、平成３０年の４月から平成３３年の３月までの計画となっており、この計画に基づきまして、相談業務の事務所を３圏域に整備いたしまして実施しているところでございます。現状は以上です。

会長

以前、地域協議会で長寿福祉課に説明を求めた時に、事情はよく分かるが、そこに配置する職員の採用が困難であるということをおっしゃいまして、今に至っています。地域自治区がこの３月で法定期限満了となり、地域協議会もそれとともに終了となります。

１０年間の地域の皆さんのご意見を委員各位の日頃の活動の中で、出たものでまとめていこうか、というようなときに、今後５年から７年は急激に高齢社会になる。今は元気な方でも、動けなくなった時にどこに相談するのか。実際は、ひまわり館に行けば、全てのことが相談できるわけですが、なかなかそういうところへ行きにくい。そのような中で、最近の家族の実態は別居的なものが多くなりまして、親子ともに生活するパターンが少なくなっている。身近で、そういうものを作って欲しいなというようなことから、話が出たところです。

しかし、現計画を作っていただく際に、要件が看護師だとか、いろんな資格者の確保がいたって困難である。現状を維持するのが非常に困っているという説明を受けました。

平成２９年度に岐阜県柳津地域事務所へ視察に行きました。ここは岐阜市と柳津町が合併し、旧柳津町に自治区が設置されましたが、平成２８年３月に自治区

の設置期間満了により廃止となりました。しかし、自治区廃止後も柳津地域事務所として支所機能は継続され、福祉事務所柳津分室も引き続き設置されています。そこでは、専門的なことについては、ICT を用いまして、タブレット画面で担当課職員と直接話をするををされていました。本庁に行かずして相談が出来るということはいいいことだと思いました。安土中学校区域に地域包括支援センターの設置をすることが人的問題から困難であるのなら支所に福祉事務所の窓口をおいていただくようなことはできないものかと考えました。

この支所機能は、地域自治区終了後も住民サービスのために充実させていくということを議会で発言されています。

本来は、地域包括支援センターを安土中学校区に設置してほしい。しかし、担当課からの説明で、非常に困難であるということが分かりましたので、そうならば、あらゆる福祉の相談に対応できる相談窓口を置いていただいたら、地域包括支援センター以上に機能すると思います。

福祉政策課

今は、福祉総合相談窓口を支所に設置するというようなお話しでありました。現時点におきましても、いろんな相談につきましては、安土未来づくり課の窓口で対応させていただいていると思います。それで、対応できない相談内容につきましては、本庁やひまわり館に相談していただいて課題解決を図っていると認識しております。このことについては政策的な部分もありますので、本日は、皆様のご意見を伺わせていただければというふうに思っています。

委員

厚生労働省が言っている概ね30分程度の範囲というのと、基本中学校区単位で地域包括支援センターを設置するということがありますが、安土地域はどちらの適用をされているのですか。

いわゆる、人員がいないという理由で安土中学校区域に地域包括支援センターができなかったのですか。

今は人員が不足しているということですので、人員がいたら出来るのか、ということにもつながりますし、30分の範囲という理由で安土中学校区が外されたというのであってもおかしいと思います。現状で十分まかなえるよというのでしょうか。

長寿福祉課

東部地域包括支援センターまでの距離的なことで言いますと、馬淵学区の新巻町であれば、老蘇学区よりかなり遠い位置にあります。

また、30分の考え方については、交通手段を利用しての時間と理解していますが、例えば、文芸の郷の付近から、あかこんバスを利用して30分弱で東部地域包括支援センターまでは行けるとみております。

介護人材については、現状、かなり不足しております。私どもの介護支援専門員も今1名欠員の状況が続いており、職安に募集を出しても見つからないという

ような状況です。今は本当に専門職の確保が難しい状況です。

地域包括支援センターにつきましては、例えばその地域の高齢者の人口ですとか、社会資源とかそういうもろもろの条件を総合的に判断して決められています。

今、第7期近江八幡市総合介護計画で進めている中では、当時決められた状況からは、そんなに大きく変わっていないと考えています。

副会長

以前説明していただいた時は、高齢者の人口的には安土中学校区も満たされているというふうに思いました。

相談の窓口ですけど、今、安土未来づくり課は、どんなことを相談しても対応していただきます。でも、支所に地域包括支援センターの機能を設置した場合は、そういう相談をするためにいろんな方が来られると思います。

だからやはり、現在の窓口機能とは別に、地域包括支援センターの機能を備えた窓口を設置していただきたいと思います。

委員

今、安土未来づくり課で相談を受けているということですが、専門的な相談となりますと、タブレット画面を見ながらやり取りできるようにできたら便利だなと思います。

委員

安土中学校区に地域包括支援センターが設置できるよう、第8期の介護計画に入れていただきたいと思います。

また、タブレットで専門の人と会話できると安心すると思います。

会長

免許を返納したあと、あかこんバスで東部地域包括支援センターに行こうとすると、最寄のバス停は遠いと聞きました。通ってみてみたけれど東部地域包括支援センターの前にはありませんでした。

長寿福祉課

長田にあかこんバスの停留所はあります。

会長

西庄大町のほうが近いと思います。

長寿福祉課

東部地域包括支援センターにつきましては、東部のエリアの中心部といいますか中央に位置しています。

会長

許されたらですが、ご検討をいただいて、ここに柳津地域事務所の福祉事務所分室のような窓口を設けていただきますと、安土地域としては、非常にありがたいと思います。

しかし、相談は東部地域包括支援センターと言われるのなら、東部地域包括

支援センターの前にバス停があって、各路線が停車しないといけないと思う。

また、東部地域包括支援センター付近は交通量が多いので、横断歩道の設置も必要と思います。安土地域の方も東部地域包括支援センターに来てくださいと言われるのなら、安全対策を講じて欲しいと思います。

福祉政策課

今の話は交通政策課との会議で話していただいたのですか。

会長

話していません。交通政策協議会のような横断的な組織を設けて欲しいということは伝えました。

住民の立場で言えば、福祉の兼ね合いからあかこんバスのバス停も直して欲しい。というんだけど、両課にまたがるんですね。どちらが主体を持っていただけるのかというと、それが難しい。地域包括支援センターの担当課として東部地域包括支援センターをご利用いただきたいというのであれば、安全停留所の確保、横断の安全確保について、皆さんから交通政策課のほうへ対策をお願いしてくださいということです。

福祉政策課

もちろんこういう話があったということは報告もしますし、協議もさせていただきますけれども、あかこんバスについては、交通政策課がありますので、ご理解をいただきたい。

会長

それはよく分かります。

いろんな背景からしますと、できれば、地域包括支援センターを安土中学校区に設置して欲しいというのが第1なんです。

我々も最近の事情も分かっていますが、安土未来づくり課が窓口相談をしていることが、業務ではないため市民に周知されていないのです。だから、組織機能として、安土未来づくり課の住民福祉グループの中に、いわゆる、福祉総合相談窓口を設置しますという機構改革を是非打ち出していきたいと思います。

委員

地域包括支援センターの存在を知らない人が結構います。

やはり、何か相談したいということになれば、支所とかそういうところに行って相談しますので、支所の中に福祉総合相談を担当する課を設けていただいたほうが一般住民にはわかりやすいと思います。

会長

今は、相談があれば、東部地域包括支援センターやひまわり館、複雑な相談であれば、ひまわり館という案内は安土未来づくり課でしてくれるのだけれど、複雑な相談だと、ひまわり館と事前に打合せをしてもらって、相談者に対して、今度ケアマネージャーという人を家に行ってもらうので、安心して待っててください。とお答えしていただくところまで対応できる窓口であってほしい。

	福祉のことは、多岐に渡るので、事情を聞かないと本当に分からない。今は聞いてもひまわり館がどう答えるか分からないので、ひまわり館に行くように話しをする。だから、二度手間になる。ある程度話を聞いたら、資格はなくても、聞いた情報がひまわり館に伝わって、ひまわり館のアドバイスを本人に伝えてあげる。ここまで出来る相談窓口というのが狙いなんです。 本来は、安土中学校区に地域包括支援センターを設置してもらいたいが、どうも難しいと言われたので、それならあらゆる相談が出来る総合相談窓口の設置をお願いしたいと思います。
委員	住民が二度手間にならないように PR して欲しいと思います。支所に行ったら何とかなると思ってくださいの方がいて、それからひまわり館に行くとなると、手間やなと思われる。このような相談については、いきなり東部に行ってくださいということを周知してくださると、住んでいる方も支所に行くのではなくて、東部地域包括センターに行かないといけないと思うような住み分けができると思っていますので、そういう部分も PR していただけるとありがたいと思います。
委員	インターネットを活用するという方向に進むというのではないのですか。
福祉政策課	コンピュータを使った活用は、当然考えていく方向ではあると思います。
委員	そうすると、各まち協に窓口を置けば、インターネットを活用して、直接福祉担当課と話が出来るので、それを広げていったら、もっとできるような気がします。
長寿福祉課	市長も ICT の活用には、推進をということをおっしゃっていますので、すぐには難しいとは思いますが、これからはそういう時代になってくると思います。
会長	将来はまち協が窓口になると思います。それまでの間、安土町総合支所の機能は、自治区終了よりもより充実させていただきたい。 安土中学校区に地域包括支援センターの設置をというのは4年待たないといけないがそれも難しいでしょうね。その背景は財源と人材確保だと思います。だから、福祉の総合相談窓口の設置を機構改革の中で考えていただける可能性はいかがでしょうかと思っています。
長寿福祉課	また、縦割りといわれるかも知れませんが、機構改革については、行政経営改革室で、来年度に向けて協議をしているところだと思います。
会長	ただ、この安土支所内に総合相談窓口が設置され、ひまわり館から1名配置さ

長寿福祉課

れば対応できると思う。

地域包括支援センターの運用につきましては、今後検討していきたいと考えています。

また、先ほどから、お金の話と人材の話が出てきましたが、地域包括支援センター1ヶ所当たり年間2300万円くらいの経費がかかっております。そこに、管内の高齢者の人口に応じて、職員を一人増やすということになるとさらに経費が必要となります。

専門職の確保が難しい現状がございますので、新たに設置しても専門職が置けないという状況も出てくるかも分かりません。そのへんは慎重に考えていかないといけないと考えております。

日常生活圏域の考え方等は、今後介護保険課で、第8期の計画に向けまして、生活圏域の考え方のニーズの調査を行ないます。いろんな社会資源の整備状況や高齢者の人口などを総合的に判断いたしまして、一般の方とか高齢者の方とかいろいろな専門的な方も入っていただいている市民協議会がありますが、そこで協議されることとなります。我々担当課だけで決められるものでもありません。

福祉政策課

新庁舎の問題がああいう形になりまして、今は、福祉部門は本庁とひまわり館に分散されています。これは非常に問題でありまして、前の計画の時も1箇所に集めていただくということを要望してそのようになる予定でした。今回は、まだ検討中ですのでどういう形になるかわかりませんが、少なくとも福祉部門を1箇所に集めてもらうということは最低限のことだと思っておりますので、福祉の担当としては、そういう形で、庁舎問題については、庁舎担当に話そうと考えています。

会長

市民としてはそれが願いだっただ。

市役所に行った後に、ひまわり館に行くのはたいへんです。

福祉政策課

病院から市役所に行くように言われたということで本庁に来られるが、本当はひまわり館に行かないといけない内容であったということがあり、気の毒になる方がいらっしゃる場合があります。やはり、移動などの物理的なものは解決したほうがいいと思います。

委員

先に交通政策課と話をさせていただき、こちらとしては、できるだけ生活支援的にあかこんバスを運行していただきたいという要望をしたのですが、なかなか、交通政策課だけでは難しいとは思いますので、福祉の面からそういう会議があったときには、是非バックアップしていただいてちょっとでも生活支援的にあかこんバスが運行されるようお願いしたいと思います。

会長

他にご意見ご質問が無いようですので、本件については以上とします。

長寿福祉課、福祉政策課の皆さん ありがとうございます。

次に、報告事項に進みます。

安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況につきましては、事前に資料が委員に送付されているとは思いますが、安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の活動内容について、質問や意見はございませんか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

次回は、災害時の情報伝達手段について危機管理課との意見交換を行います。

その会議日程ですが、12月25日水曜日午後1時30分からとさせていただきます。

お忙しいとは存じますが、ご出席をお願いします。

以上で、本日の会議は終了します。

閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 11:35】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

安土未来づくり課 地域振興グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp